

第9回岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会議事録

1 日時

平成25年8月23日（金） 午後1時30分～3時40分

2 場所

県庁12階 特別会議室

3 出席者

(1) 委員

高橋宏一会長、吉野英岐副会長、浅井敏博委員、石川哲委員、小山田サナエ委員、倉原宗孝委員（北原啓司委員は欠席）

(2) 事務局

桐田商工労働観光部副部長兼商工企画室長、山村経営支援課総括課長、高橋主幹兼金融・商業まちづくり担当課長、泉山主査、高橋主査、坂井主任

(3) 花巻市（立地市町村）

松田商工労政課長、澤田都市整備課課長補佐、伊藤商業係長、佐藤計画係長

4 議事概要（詳細は別紙のとおり。）

(1) （仮称）花巻南新田タウン新設届出に係る県意見（案）について

審議の結果、審議会としても、県意見（案）と同様、届出者に対し交通渋滞発生を回避する措置を求める意見にすることとした。

(2) 「特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例」に係る施行状況の検討について

審議の結果、審議会から県に対し、「専門検討委員会報告書」を提出することとした。

5 傍聴人数

(1) 一般 2人

(2) 報道 4人

別紙（議事詳細）

1 開会（高橋会長）

2 挨拶（山村経営支援課総括課長） ※挨拶内容は省略

[挨拶終了後、高橋主幹兼金融・商業まちづくり担当課長より、資料確認、出席報告（委員7名中6名の出席であり出席要件を充足）及び花巻市職員の紹介を行った。]

3 議事

議事録署名委員として、倉原委員が指名された。

(1)（仮称）花巻南新田タウン新設届出に係る県意見（案）について

ア 届出内容及び県意見（案）の説明

坂井主任より、届出内容及び県意見（案）について説明を行った。

イ 花巻市のまちづくりに関する説明

花巻市の松田商工労政課長及び澤田都市整備課課長補佐より、南新田地区及び花巻市中心市街地に係るまちづくりの考え方について説明が行われた。

ウ 質疑応答

（浅井委員）

花巻市は4市町が合併してできた市なので、旧市町単位でそれぞれ中心市街地があってよいのではないかというお考えをお持ちのようですが、旧市町ごとの中心市街地に係る具体的なイメージはどのようなものでしょうか。

（花巻市 松田商工労政課長）

旧花巻市の中心市街地であれば、花巻という名前から花のイメージを持つほ

か、宮沢賢治の生家もございます。そういったものをイメージしてまちづくりを進めてはどうかということで、まちの顔づくり事業として、地域住民の方が策定した計画を市で認証し、毎年一定額を補助するといった事業を行い、まちの顔づくりに取り組むことを支援しております。

旧大迫町については、昔からの宿場町といった特色がございます。道路の幅員が比較的狭く、すぐ往復できるような昔ながらの商店街を形成しておりますので、宿場ロマンのまちというコンセプトを設け、まちづくりの取組を市でも支援しております。

旧東和町には、萬鉄五郎という美術家がおられて、アートのまちといったものをテーマに取り組んでおります。

旧石鳥谷町は、何と言っても南部杜氏のまちということで、お酒に関わる事業ですとか、雰囲気を出していこうという取組をしております。

やはり中心市街地は、観光客からすると、まちに足を踏み入れたときに、そのまちを評価する場所だと思うのです。中心市街地のシャッターが下りていて寂しいとなると、まち全体が寂しいのではないかというように感じてしまうことにもなりますので、それぞれのまちの特色を出してにぎわいを創っていこうということで取り組んでいるところでございます。

（浅井委員）

そうすると、商業を活性化するというよりも、観光地的なイメージでしょうか。

（花巻市 松田商工労政課長）

商店が集まり、買物に来る人がそこに集まってきたというのが中心市街地の成り立ちかと思うのですが、どこも廃れているのが現実かと思えます。市としては、アーケードの改修、看板の設置等への支援はしておりますし、空き店舗への新規出店者に対する支援、さらには家賃等の補助だけではなく、経営面までアドバイスするような委員会を作り支援するといったこともしております。

また、中心市街地では、商店街の皆さんがイベントを結構行っておりますので、にぎわいを作っていこうということで、市で商業面での支援をしていると

ころでございます。

加えて、やはり今は駐車場に車を停めてすぐ買物に行くことを市民の方は求めておりますので、道路の両側に路上駐車できるようにし、買物客の利便性を高めるといったことも行っております。

さらに、旧花巻市の中心部に特化してお話させていただきますと、人が行き来しなければにぎわいは生まれまいだろうということで、県立花巻厚生病院の跡地に、図書館、500人規模が入る中ホール、子育てに関するワンストップサービスを行う「こどもの城」、宮沢賢治や北海道大学初代総長の佐藤昌介など花巻が生んだ先人を顕彰する記念館などが入る複合施設を設置したいと考えております。

併せて、上町通りの反対側にある「まん福」という料亭が数年前に廃業しましたが、歴史的建造物であるため市が土地建物を取得し、地域のコミュニティ集会施設といった位置付けで整備を進めているところでございまして、そういった公共施設の再配置等によって、人の流れ、にぎわいを生み出していこうと取り組んでいるところでございます。

（高橋会長）

旧花巻市の中心商店街については、観光客用の商店街を目指すのでしょうか、それとも地域住民用の商店街を目指すのでしょうか。どちらかというところ、観光客用の商店街作りにこれからウエートを置いていくというようにも聞こえたのですが。

（花巻市 松田商工労政課長）

観光客向けのみの商店街というのは、現実にはなかなか難しいかと思えます。街なかに居住されている方もおりますし、数年前には市役所前にマンションが建ち、そのエリアは人口が若干増えております。そういった方々の利便も図りますが、それだけで商業が成り立つかという問題もございまして、交流人口も誘導していくという両輪で進めていかなければならないと思っております。地元向けだけの商業、あるいは観光客向けだけの商業というのでは、今後の中心市街地はなかなか難しい面があるのかなと感じております。

(高橋会長)

ただ、今回の案件のように、郊外に商業施設を作れば、中心市街地の商店街がどんどん廃れていき、結果的に地域住民に不利益を及ぼすという可能性もなくはないわけですね。郊外に商業施設を作る一方で、中心市街地の商店街及びその周辺に住む地域住民に不便を来さないような施策について、どのように考えていらっしゃるのですか。

公共施設を再配置することは分かるのですが、現実の問題として、商店がどんどん閉店したり空き店舗になっていくと、商店街としての体をなさなくなってくる可能性もなくはないわけですね。

(花巻市 松田商工労政課長)

昨年度は4件、今年度も既に3件、空き店舗に新規出店しようという方々に対し、単に家賃を補助するだけではなく、経営面でも中小企業診断士の方から指導するなど、市としても支援してきたところでございます。

花巻市全体としては、毎年1,000人弱程度人口が減っているのですが、花巻駅西側については、マンションができたり、星が丘地区の住宅整備が進んだということで、ここ6年間で100名程度人口が増えているエリアでございます。そういった方々の利便を図る施設として南新田地区の用途変更を行いました。中心市街地については、商店街と一緒に新たな開店を促していくなどの取組を行っているところでございます。

(高橋会長)

周辺の人口が増加しており、そういう方々のニーズに対応するために必要だという話はよく分かるのですが、近隣住民だけを対象にするのであれば、駐車場は約900台ですし、規模的にかなり大きいような気がするのです。近隣住民だけを対象にしているとは到底思えないのですが、もっと広い商圈を想定しているとすると、今後も花巻駅西側地区の宅地開発を推し進め人口を増やしていくという考えの基に、将来を見越してこの施設を作った方が良いと判断しているのか、それともあくまで現在の状況だけをもって必要だと判断しているの

か、その辺はいかがでしょうか。

(花巻市 澤田都市整備課課長補佐)

都市計画マスタープランでは、このエリアを商業・業務・居住の複合ゾーンと位置付けておりますので、あくまでも都市計画マスタープランにのっとり土地利用を行っていくことにしております。

(高橋会長)

商住混合地域とはいっても、住宅地の中に小規模な商業施設を点在して作るのと、大規模な商業施設を作るのでは、やはり意味が違ってくるのではないかと思います。郊外に新たな核としての中心を作ろうとしているのか、必ずしもそうではないのか、どのようにお考えになっているのでしょうか。新たに核を作れば、当然ながら中心の核と競争・競合が起きるのは必然ですよ。

(花巻市 松田商工労政課長)

新たにここに核を作ろうということではございません。やはり既存の中心市街地は中心として、そこでにぎわいを作っていこうという位置付けに変わりはありません。

(高橋会長)

では、新たな宅地開発をこの近隣で行うという予定は、今のところはないということですね。

(花巻市 澤田都市整備課課長補佐)

そのような開発計画があるのであれば、都市計画マスタープランにのっとり土地利用の誘導を行っていくことになります。

(石川委員)

旧花巻市で考えた場合、中心市街地があり、東側には、かなり大きな規模で銀河モールができていますよね。今回、銀河モールと大体同じような規模の施

設ができるということになると、商業ということ考えた場合、大ざっぱに言うとも3つの核ができるのかなと思うのですが、花巻市内には、同じような規模の商業施設はほかにあるのですか。

(花巻市 澤田都市整備課課長補佐)

国道4号沿いの宮野目に、XYZ花巻という複合施設がございます。なお、中心部ですとイトーヨーカドーがございます。

(石川委員)

民間がどう開発を計画するかは全く分からないのだろうと思うのですが、花巻市のまちづくりの構想として、今後、核となるような施設をほかの地域にも作りたいという予定はあるのですか。

(花巻市 澤田都市整備課課長補佐)

このような規模の出店計画や民間からの問い合わせは、今のところございません。

(石川委員)

では、旧花巻市以外の東和、大迫、石鳥谷については、ある程度の規模の商業施設を誘致したいというようなお考えはあるのですか。

(花巻市 松田商工労政課長)

特に計画はございません。

(小山田委員)

新設予定地の周辺は農地になっているようですが、花巻市の将来的な展望では、施設周辺から高速道路に向かって緑豊かな地域については、今後、どのようになっていくのですか。

(花巻市 澤田都市整備課課長補佐)

新設予定地から高速道路までの地域は、商業・業務・居住の複合ゾーンと位置付けておりますが、南側については、農業・居住ゾーンと位置付けております。今後、開発が見込まれる場合には、農用地及び住宅地との調整を図っていくということになります。

(小山田委員)

M棟の左隣に住宅がありますが、これだけ大きな施設ができるとかなり雑多な環境になると思うのですが、この方からはもう了解を取っており、問題はないということで考えてよいのですか。

(花巻市 澤田都市整備課課長補佐)

交通渋滞等の問題がクリアできればということになると思いますが、それ以外では問題ございません。

(高橋会長)

出入口④に接する市道の幅員が5mしかないということについて、市ではどのように対応する考えなのですか。

(花巻市 澤田都市整備課課長補佐)

開発行為の許可申請が出された段階で、例えば右折レーンを設けてほしいとか、市道を拡幅してほしいといった意見を市から述べようと考えております。

(高橋会長)

市道に対して、市が意見を述べるのですか。

(泉山主査)

設置者の原因者負担で問題を解消するということになりますので、市の意見としては、設置者に対して市道拡幅の義務付けをするというような意見になります。

(高橋会長)

つまり、私有地を買い取って市道を広げなさいと。そうでない限りは、この出入口は認めませんよと述べるということですか。

(泉山主査)

そうです。

(高橋会長)

分かりました。結局、設置者が市道の幅員を6 m以上に広げるのか、それができなければ出入口④は使わないと、その二者択一だということですね。

(坂井主任)

そうです。

(高橋会長)

ということは、この出入口④はなくなる可能性もあるということですね。分かりました。

(倉原委員)

M棟の隣の住宅がやはり気になるのでもう一回確認なのですが、計画者として問題ないと判断されているのか、この住宅にお住まいの方が問題ないと捉えられているのか、教えていただけますでしょうか。

この配置図からは、ここは渡さないぞというような、むしろ反対されているような形にも読み取れるのですが、実は問題があるのでしょうか。

(花巻市 澤田都市整備課課長補佐)

今現在は、問題はありません。道路の幅員などの道路状況を整えた上での了解ということになります。

(坂井主任)

県意見を通知後、届出者から見解報告を求めることとなりますが、出入口④を使わないのか、若しくは市道を拡幅するのか、どちらかの対応を取るようになるかと思えます。仮に市道を拡幅するのであれば、地権者の同意を得ているのかについても併せて報告いただきたいと思いますと思っております。

(倉原委員)

この住宅の方は、開発行為自体について特に問題がないと言っているのですか。

(花巻市 澤田都市整備課課長補佐)

開発行為の許可申請がまだ出されておられませんので、その辺は何とも言えませんが。

(倉原委員)

ということは、図面もかなり変わってくる可能性が大いにあるということですね。結果として、何とも分からないものを何とも判断できないというのが私の見解です。

(高橋会長)

出入口④については、少なくともこの図面のとおりにはならないということですね。

(倉原委員)

この図面が確定しているものであればこの県意見(案)でよいのですが、そう考えてよいのでしょうか。聞いていると、ほかにも何か確定していないことがあるかもしれないのに、それでいいよと言っていいのか分からないのですが。

(高橋会長)

出入口④については、出入口④は使わないか、あるいは市道を6m以上に拡幅するか、2つの可能性のどちらかであるということで一応了解したというよ

うに理解していただければ。

(坂井主任)

この条例は、あくまで適地誘導の条例になります。この後、大店立地法や開発許可の手続など個別法において細かく審査され、指導されるという形になります。

(倉原委員)

では、その辺できちんと見ていただくという理解でよいのでしょうか。

(高橋会長)

そうですね。それは、この条例の範囲を超えていると理解していただければと思います。

(倉原委員)

了解です。

もう一つ、これは別に花巻市だけの問題ではなく、盛岡市の問題でもあると思いますが、消費拡大に向けて郊外にどんどん大型店を増やしていくということ自体については別に否定するものではないのですが、一方、旧中心市街地、旧街なかはどうなっていくか。

それぞれの地区の個性を活かした特徴ある地区を増やしていくというお話だったと思うのですが、それがうまくいかなければ、単に虫食的にまちが拡大していくような形にもなりかねないと思うのです。消費が拡大し、郊外に拡散していく中で、従来の中心市街地は従来の形のにぎわいとは全く違う色合いになるのではないかと思うのです。

参考までに聴かせていただきたいのですが、これまでの中心市街地のあり方をそのままの路線で展開していくことが可能と考えておられるのか、全く違う位置付けとして展開しようとしているのか、他の市町村のことを考える上でも、お考えがあったらお伺いしたいのですが。

（花巻市 松田商工労政課長）

恐らく、従来のように商業だけで店が連なっていった中心市街地のあり方というのは、現実としてはやはり難しいのではないかと思います。車社会が進み、今回の南新田に限らず、例えば北上、盛岡に行かれる方々もいるという現状も考えると、個店の集積が進み、商店が連なるという状況になるかという、現実的に難しいところはあるかと思えます。

ただ、人を集める以上、商業機能は必要だと思いますし、内在する観光資源や、地域の特徴的なものとも共存しながら、中心市街地のにぎわいを作っていくのが現実的ではないかと考えております。

（倉原委員）

機能としては、やはり商業を中心に据えた上で、中心市街地の今後を考えていращやるということですね。

（花巻市 松田商工労政課長）

観光地ですと、やはり何らかのお店がなければ、一過性で外に行ってしまうと。滞在を長くするという面を考えますと、公共施設も含め、複合的なまちづくりをしていかないと難しいのかなと思えます。

（倉原委員）

単に従来型の商業では恐らく無理だと思うのですが、商業の中でも少し色合いを変えるとか、新たな方向は何か見出されているのでしょうか。

（花巻市 松田商工労政課長）

例えば、先ほど新規立地の支援を行っているというお話もさせていただきましたが、空き店舗に学習塾などの業種も結構入ってきているのです。子供たちを含め、人の流れができていた面では多少なりとも寄与していると思いますので、必ずしも従来型の商店というだけではなく、事業所のようなものも入っていただいて、人の流れを生み出していければと考えております。

(吉野委員)

この地域を近隣商業地域に指定したのは比較的新しいのですか。

(花巻市 澤田都市整備課課長補佐)

今年の5月です。

(吉野委員)

それまではどのような形だったのですか。

(花巻市 澤田都市整備課課長補佐)

それまでは、白地でございます。

(吉野委員)

ということは、商業施設を建てる適地として、今年、用途を決めたということですか。

(花巻市 澤田都市整備課課長補佐)

左様でございます。

(吉野委員)

現在、住宅が建っている所も近隣商業地域に指定すると。

(花巻市 澤田都市整備課課長補佐)

そのとおりでございます。

(吉野委員)

今年の5月というのは比較的最近だと思うのですが、一定の人口増加が見込まれている地域ですし、利便性の高い施設があった方がまちとしては望ましいという考えですか。

（花巻市 澤田都市整備課課長補佐）

そうです。東側の星が丘地区などの住宅地の利便性を整えるためにも必要だということで、都市計画マスタープランにのっとり用途指定したということになります。

（吉野委員）

今年の5月に用途の見直しを行ったのは、花巻市全体でここだけなのですか。

（花巻市 澤田都市整備課課長補佐）

南側の野田地区に第一種低層住居専用地域を指定しておりますし、市の南部では工業地域に指定した地域もございます。

（吉野委員）

近隣商業地域に指定したのはここだけですか。

（花巻市 澤田都市整備課課長補佐）

そうです。

（吉野委員）

では、現状に併せ、市の都市計画マスタープランを少し変更したということですか。

（花巻市 澤田都市整備課課長補佐）

都市計画マスタープランは変更していませんが、いずれこの地域は商業ゾーンでもございますので、それにのりつった商業系の用途を指定したということです。

（吉野委員）

商業ゾーンとしては決めていたけれども、用途は指定していなかったということですね。

では、相手があつての話という感じもないわけではないということですか。

(花巻市 澤田都市整備課課長補佐)

具体的な計画があつたということで、農地でございましたので農林漁業との調整も行い、用途変更に至つたということです。

(吉野委員)

背景は分かりました。

(石川委員)

今回は、ゲームセンターが計画されていますよね。特に星が丘の住民から、例えば24時間営業はやめてもらいたい等の要望はないのですか。

(花巻市 松田商工労政課長)

商工会議所から要望をいただいておりますし、住民説明会の際にも、星が丘地区の住民の方から、良好な住環境ということでここに家を構えた方々がいるのだから、住環境にふさわしいような配置計画にしてほしいといったような要望は寄せられております。

(高橋会長)

欠席されました北原委員から御意見がありましたら、紹介いただければと思います。

(坂井主任)

県意見(案)については、案のとおりで構わないという御意見でございました。

ただ、ゲームセンターについては、営業時間など明らかになっていない部分がありますので、営業形態について県に報告を求める、あるいは住民への説明を求めるといったことについて、県からの要望事項のような形にすべきではないかという御意見でございました。

(高橋会長)

今のお話は、参考資料2の対応(案)ということで、審議会委員から要望があったということについて、北原委員は、県から要望があったという形にできないのかという御意見ですが、やはり県としては苦しいということなのでしょうか。

(坂井主任)

訴訟リスクを考えると難しいかと思います。

(高橋会長)

分かりました。北原委員からの御意見もございましたが、審議会委員からの要望ということでよいのかなと思います。少し弱くなるのかもしれませんが、同じような中身ですので。

(高橋会長)

ということで、取りまとめたいと思いますが、資料1―8の県意見(案)のとおり、審議会としても「車両の入退店に伴う交通渋滞が予測されることから、関係機関と十分協議の上、適切な入退店経路の設定や案内表示看板の設置など周辺の交通渋滞発生を回避する措置を講じること。」という意見にすることによりよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

(高橋会長)

それでは、当審議会も交通渋滞発生を回避する措置を求める意見ということにしたいと思います。

また、ゲームセンターに係る対応については、参考資料2の対応(案)のとおり審議会委員から要望するという御了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」との声)

(高橋会長)

では、県から届出者に対し、審議会委員から要望があった旨伝えていただくということでお願いします。

(午後 2 時 45 分～ 2 時 50 分 休憩)

(2) 「特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例」に係る施行状況の検討について

※冒頭、桐田商工労働観光部副部長兼商工企画室長から挨拶を行った。

ア 検討スケジュールの説明

坂井主任より、条例施行状況の検討スケジュールについて説明を行った。

イ 専門検討委員会報告書の説明

吉野委員（専門検討委員会委員長）より、専門検討委員会報告書について説明を行った。

ウ 専門検討委員会委員からのコメント

(浅井委員)

論点③として議論していた部分が、この報告書を発表する本日、届出として出てきてしまったなという思いがしております。

岩手県は全国第 2 位の広さの県土を持っているのですが、北海道を初め、中国、四国地方などは、将来、人口が半分位になってしまうのではないかというような人口推計の中で、人が殆ど住まなくなってくる地域が増えてくるということです。

また、花巻市さんからもお話がありましたように、中心市街地について、こ

れを直すということは、今の行政単位での努力だけではできないのではないかという思いも感じられた御発言だったと思ったのですが。非常に大きな問題の中で、この特定大規模集客施設がこのまま本当に作られていくのだろうか。

一つの問題として、盛南開発における特定大規模集客施設は、土地利用の面から考えると定期借地権方式を採っていますので、20年後はどうなるのか。盛岡広域において、新たに詰める問題が出てくるという非常に大きな流れの中で、この審議会が案件ごとに結論を出していくということは、非常に難しいなという感じもしております。

また、将来のまちのあり方について、都市計画マスタープランのような方向に本当に進むのかという不安を感じながら、今の制度で届け出られた案件を審査していくという、非常に重要な問題でありながら、非常に複雑で、将来を考えながら判断していかなければいけない難しい審議会であったなという思いを報告書の中に入れてさせていただきました

ですが、沿岸被災地については直接的に結び付けたような検討はまだできていない状況でございますので、今後、次のステップの段階で、その辺についてもう一度考えるような機会を持ちたいと考えております。

(石川委員)

私も、この3つの論点のうち、論点③の「望ましいまちづくりのあり方について」という議論に参加させていただいたのが一番印象深かったです。

5年前、私がこの審議会の委員になったときには、大型店が郊外に無秩序に進出するのをどう防ぐかというのがこの審議会の役割ではないかというような認識だったのですが、やはり大型店は、今それなりの役割を果たしているということが言えるので、そこをまちづくりの中にどう取り込んでいくのかというのが今問われているのかなというように思いました。そうなってくると、市町村がその都市をこれからどう作っていくかという意図を持って、都市計画あるいはマスタープランを作っていくのかというところが非常に重要になってきているのかなと思っています。

また、少し戻りますが、論点②の地域貢献活動について、数値化ということはすごく良いことで、是非進めていただきたいと考えております。企業の方に

は失礼かもしれませんが、これまでの報告書を見ると、机上で書いて提出しているようなイメージがあって、実際その企業がどう地域に貢献しているかということがなかなか見えにくかったという部分がありますので、是非早急に実行していただきたいなと思います。

エ 県の対応（案）の説明

坂井主任より、専門検討委員会報告書を受けた県の対応（案）について説明を行った。

オ 質疑応答

（小山田委員）

論点②ですが、地域貢献活動の評価を民間、市民からやってもらったらよいのではないかという記述を資料で見たのですが、どのように考えているのでしょうか。

（坂井主任）

専門検討委員会においても、地元や外部の声を聴くことはできないのかというお話がございました。ただ、例えば大店立地法の運用状況等を見ましても、評価というよりは、単純な要望が多く出されております。とりあえず初年度については、数値化・具体化、公表の取組をまず行い、地元市町村・商工団体には情報提供ということで、もし要望があれば直接設置者に伝えていただく形で運用したいと考えております。実際に運用してみて、地元のまちづくり団体等で評価できるということが判明しましたら、その時点で運用を随時見直すといったことを考えております。

（高橋会長）

この条例を作る段階で、地域貢献活動を誰がどのように評価するかということが議論になり、例えばNPO等に評価を任せたらどうかといった案も出て、私も同じような考えを持っていたのです。

ただ、なかなかすぐには県として対応が難しいということで、とりあえずは

一歩前進という形で、数値化・具体化した報告を求めることをとりあえずやらせてくれということでしたので、一応納得したということです。確かに、いきなり何段階も上がっていけないのかな、一歩ずつ上がっていくしかないのかなとっておりました。

(小山田委員)

今日の花巻の案件にも関係するのですが、良好な住環境であるから住宅地を買ったはずなのに、隣に大型店ができるようになったときに、何かできないのかなど。元々大型店があった地域の土地を買ったというのであれば分かるのですが、田園地帯の良好な住宅地を買ったと置いていたところに、大型店が立地するというのは、利便性という意味では良いことかもしれませんが、ちょっとびっくりすると思うのです。

例えば田園地帯の中に作るのであれば、周辺には樹木や緑地帯を設置するなどの方法で、地域性を生かして地域に貢献するという形にできないのかなと思ったりもしています。

また、やはり大型店というのは、車を動かせる人たちにとっては良いと思いますが、年配の方たちにとっては、やはり近場の歩いて行けるところが良いということになってくると思いますので、街なかの小さなお店というのは絶対必要だと思います。

(坂井主任)

例えば、緑地帯の設置を地域の団体として要望したいというような事例があれば、地域貢献活動の優良事例のような形に位置付けるなど、運用を随時変えていく方法もあるのかなと思います。

(倉原委員)

御議論いただいた報告の内容及び今の御説明に対して、自分自身も共感します。ただ、その解決策を探るのは、やはり難しいなと思います。

その上で、この条例の構造的な限界を積極的に認識する必要があると思います。例えば、県の立場としては動けないときに、この審議会をうまく活用する

ことも必要なのかなと思います。

一方、日本の場合は西欧諸国に比べ、都市計画ではきめ細かさが欠ける部分がありますので、現行の都市計画あるいは法制度ではもう限界があると思います。そういう意味では、狭い意味での計画に限らず、計画とは別の運動、動きといったものを仕掛けていくことが必要ではないかと思います。その際は、この条例の限界も含めつつ、条例とは別のところから攻める、あるいは守るということが大事になってくるのではないかと思います。

そういった運動的なことを考えると、消費者あるいは住民側の意識啓蒙・教育ということも大事になってくるのではないかと思います。地域貢献活動の部分などに、市民啓蒙というような仕掛け等について色々アイデアを出しながら行っていくことも、今後は重要ではないだろうかと思ったところです。

(高橋会長)

ちょっと細かい話かもしれませんが、報告書について、ページを追って質問させていただきます。

2 ページにパブリック・コメントを実施したとありますが、具体的にどのような意見が出されたかということについて御紹介いただければと思います。

(坂井主任)

まず、件数ですが、一般の方からの御意見はなく、2 市及び 3 商工会議所、合計 5 団体から意見が出されております。

論点①については、概ね報告書の内容に賛成という意見が大半でございました。

論点②については、具体化の例にこのようなものを加えてはどうかという意見が多々出され、報告書の中に反映されたものもございます。

論点③については、次の都市計画マスタープランの見直しの際には考慮したいという前向きな意見もございましたし、逆に、反映することは難しいのではないかというような意見もございました。

(高橋会長)

3 ページの図表 1 で、原則適地の立地が 85.7% で非常に高いのですが、今日の花巻の例などは典型だと思うのですが、直前に用途地域を変えることによって結果的に原則適地になった案件については、全く効果が出ていないとは思いませんけれども、多少割り引いて考えないといけないのではないかと思います。

次に、9 ページの地域貢献活動について、重点的に取り組むべき項目は誰がどのように決めていくのでしょうか。報告書に書かれているのは例ですよ。

(坂井主任)

今後、県で決めていきたいと思いますが、ここに挙げられたものを中心に設定するということになるかと思います。

(高橋会長)

分かりました。

では、論点③ですが、望ましいまちづくりのあり方についてということで、10 ページ及び 11 ページに 2 枚の図がありますよね。今後、こうあるべきだという図はあるのですか。もちろん、そのあり方の図が必ずしも一パターンで済むとは思いませんので、当然、複数のモデルがあるかと思うのですが。そこまでは、今回は難しかったということなのでしょうね。

(坂井主任)

11 ページの図は、現在の状況の一例ということで、これが全てを網羅するものではないです。

(高橋会長)

もちろん「現在の状況（一例）」と書いていますけれども、11 ページの図の方が良いのかなというように勘違いされる恐れもある。望ましいまちづくりのあり方の図があればもちろん問題ないですが、残念ながら今回は作ることができなかったということですね。

(倉原委員)

例えば、課題も含まれているということですよ。

(高橋会長)

13ページの「想定される位置付けの例」と「実際の位置付けの例」という部分がよく理解できなかつたのですが。「沿道流通業務ゾーン」は「幹線道路沿いの商業地域」に対応し、「大規模商業施設地区」は「中心市街地に次ぐ準拠点」に対応するといった関係にあるということですか。同じことを表現を変えて書いているように見えなくもないのですが。

(高橋主幹兼金融・商業まちづくり担当課長)

会長のおっしゃるとおり、両者の関係について一対一に整合させた形をとるか、あるいは全然別なものにするか、少し調整させてください。

(高橋会長)

それでは、欠席されました北原委員の方から御意見等はありませんでしょうか。

(坂井主任)

報告書の内容については了解ということでございましたが、県に対する御意見をいただいております。

論点③の部分については、基本的には県の都市計画課において対応すべき問題ではないかと。例えば用途指定の段階において、市町村に対し、県の都市計画課からきちんと指導等すべきではないかというような御意見でございました。

このような御意見をいただきまして、県としては、市町村に対し指導までできるかという点と難しいかと思いますが、市町村に対し助言・情報提供などを行っていくということは考えております。

(高橋会長)

では、この報告書の取扱いについて説明したいと思いますので、資料2—6

を御覧いただきたいと思います。

この報告書は、専門検討委員会における検討結果をまとめたものとなっておりますが、委員の皆様がこの内容でよろしければ、県に対し、審議会としてこの報告書を提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

(高橋主幹兼金融・商業まちづくり担当課長)

先ほどの修正箇所は、後ほど一部差し替えさせていただきたいと思います。

(高橋会長)

それはお任せします。ありがとうございました。

4 その他

(高橋会長)

それでは、「その他」ということで、本日は桐田副部長さんに御出席いただいておりますし、審議会の委員の皆さんも今いらっしゃいますので、この場で審議会を代表しまして、私の方から報告書を県にお渡ししたいと思います。

(高橋会長から桐田商工労働観光部副部長兼商工企画室長に対し、専門検討委員会報告書を手交)

5 閉会 (高橋会長)